

杉並区選挙管理委員会告示第12号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定に基づき、令和8年6月28日執行の杉並区長選挙及び杉並区議会議員補欠選挙における各投票区の投票所を次のとおり定める。

令和8年6月21日

杉並区選挙管理委員会

記

各投票区投票所建物名称及び所在地
別紙のとおり